

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例

昭和59年12月26日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第4条第2項第2号(法第31条の23において準用する場合を含む。)、第13条第1項、第15条(法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第21条(法第31条の23において準用する場合を含む。)、第22条第2項、第28条第1項、第2項及び第4項(これらの規定を法第31条の3第2項において適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)並びに同条第5項第1号ロ(法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。)、第31条の23において準用する法第13条第2項、第33条第4項並びに第38条の4第1項の規定に基づき、風俗営業等の営業時間、営業区域等について必要な規制及び風俗営業の業務の適正化等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 風俗営業 法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。
- (2) 風俗営業者 法第2条第2項に規定する風俗営業者をいう。
- (3) 店舗型性風俗特殊営業 法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいう。
- (4) 店舗型電話異性紹介営業 法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (5) 特定遊興飲食店営業 法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業をいう。
- (6) 特定遊興飲食店営業者 法第2条第12項に規定する特定遊興飲食店営業者をいう。
- (7) 受付所営業 法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。
- (8) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域又は商業地域 それぞれ、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第

2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域又は商業地域をいう。

第3条 削除

(風俗営業の場所に関する許可の基準)

第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(法第2条第1項第5号の営業にあつては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域)

(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、別表第1の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲で、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域

2 前項の規定は、風俗営業でその営業所が常態として移動するもの又は法第2条第1項第4号の営業でその営業所が一時的に設けられるものについては、適用しない。

(風俗営業の営業時間の延長)

第5条 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

2 法第13条第1項第1号の条例で定める日は、1月1日から同月4日まで、8月14日から同月17日まで及び12月25日から同月31日までとし、同号の条例で定める地域は、山口県の区域とする。

3 法第13条第1項第2号の条例で定める地域は、ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第8条に規定する営業以外の風俗営業に限り、別表第1の2に定める地域とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第5条の2 法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者は、山口県の区域内において、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前(当該翌日が前条第2項に規定する日にあつては、午前1時まで)の時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の数値)

第6条 騒音に係る法第15条の条例で定める数値は、別表第2の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 振動に係る法第15条の条例で定める数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所において卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- (2) 営業所において店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。
- (3) 営業の用に供する家屋又は施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の施設と兼用するものを除く。)に客を宿泊させ、又は就寝させないこと。
- (4) 営業所において賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- (5) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

2 法第2条第1項第4号の営業(ぱちんこ屋及び政令第15条に規定する営業に限る。)を営む風俗営業者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。
- (3) 営業所において客に飲酒をさせないこと。

(法第2条第1項第5号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第8条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の基準となる施設)

第9条 法第28条第1項(法第31条の3第2項において適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 商業地域以外の地域にある病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)又は診療所(同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。以下同じ。)
- (2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。)
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設のうち、専ら少年の健全な育成を図ることを目的とするもので公

安委員会規則で定めるもの

- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（公安委員会規則で定めるものに限る。）

（店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）

第10条 店舗型性風俗特殊営業は、別表第3の上欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める地域内においては、これを営んではならない。

2 受付所営業は、別表第3の2号営業の項に定める地域内においては、これを営んではならない。

3 店舗型電話異性紹介営業は、別表第3の5号営業の項に定める地域内においては、これを営んではならない。

（店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）

第11条 店舗型性風俗特殊営業（法第28条第4項に規定するものに限る。）、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、深夜（午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。

（性風俗関連特殊営業に係る広告又は宣伝の制限地域）

第11条の2 法第28条第5項第1号ロに規定する条例で定める地域は、別表第4の上欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

2 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 法第2条第7項第1号に掲げる営業 別表第4の2号営業の項に定める地域

(2) 法第2条第7項第2号に掲げる営業 別表第4の5号営業の項に定める地域

3 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号ロ、法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号ロ及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号ロに規定する条例で定める地域は、別表第4の5号営業の項に定める地域とする。

（特定遊興飲食店営業の場所に関する許可の基準）

第11条の3 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条

例で定める地域は、別表第5に掲げる地域（次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域内を除く。）とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

(2) 病院又は診療所

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第11条の4 特定遊興飲食店営業者は、山口県の区域内において、午前5時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第11条の5 騒音に係る法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める数値は、別表第2の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 振動に係る法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第11条の6 第7条第1項の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

（深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第12条 騒音に係る法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める数値は、別表第2の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 振動に係る法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める数値は、55デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第13条 法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域内においては、深夜においてこれを営んではならない。

（良好な風俗環境の保全を図るべき地域）

第14条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別表第6に掲げる地域とする。

（公安委員会規則への委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

別表第1（第4条関係）

施 設		距 離	
種 類	所 在 地	風俗営業（法第2条第1項第5号の営業を除く。）	法第2条第1項第5号の営業
学 校	商 業 地 域	70 メートル	30 メートル
	商業地域以外の地域	100 メートル	50 メートル
図書館、博物館 又は児童福祉施設	商 業 地 域	30 メートル	20 メートル
	商業地域以外の地域	50 メートル	30 メートル
病院又は診療所	商業地域以外の地域	50 メートル	30 メートル
備考 学校、図書館又は児童福祉施設とは、それぞれ、法第28条第1項に規定する学校、図書館又は児童福祉施設をいう。			

別表第1の2（第5条関係）

<p>1 下関市細江町1丁目、豊前田町1丁目、豊前田町2丁目、竹崎町1丁目、竹崎町2丁目及び竹崎町3丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）</p> <p>2 宇部市新天町1丁目、新天町2丁目、松島町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、新町、上町1丁目、上町2丁目及び西本町1丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）</p> <p>3 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉1丁目、湯田温泉2丁目、湯田温泉3丁目、湯田温泉4丁目及び葵1丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）</p> <p>4 防府市緑町1丁目、天神1丁目、栄町1丁目、戎町1丁目、八王子1丁目及び車塚町の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）</p> <p>5 岩国市麻里布町2丁目、麻里布町3丁目、麻里布町6丁目及び麻里布町7丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）</p> <p>6 周南市川端町1丁目、川端町2丁目、昭和通1丁目、昭和通2丁目、橋本町1丁目、橋本町2丁目、柳町、糺町1丁目、糺町2丁目、飯島町1丁目、飯島町2丁目、平和通1丁目、平和通2丁目、若宮町1丁目、若宮町2丁目、新町1丁目、新町2丁目、銀南街、銀座1丁目、銀座2丁目、みなみ銀座1丁目、みなみ銀座2丁目、御幸通1丁目、御幸通2丁目、有楽町、本町1丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の区域</p>
<p>備考 この表に掲げる町の区域は、平成15年6月1日における町の区域によつて表示されたものとする。</p>

別表第2（第6条、第11条の5、第12条関係）

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域	55 デシベル	50 デシベル	40 デシベル
2 商業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
備考 昼間とは午前6時後午後6時前の時間を、夜間とは午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。			

別表第3 (第10条関係)

営業の区分		地域
1号営業		山口県の区域（下関市竹崎町2丁目、竹崎町3丁目及び竹崎町4丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）を除く。）
2号営業		山口県の区域
3号営業		山口県の区域
4号営業	モーテル営業	山口県の区域
	モーテル営業以外の営業	山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域（下関市にあつては平成17年2月12日における下関市の区域に、宇部市にあつては平成16年10月31日における宇部市の区域に、山口市にあつては平成17年9月30日における山口市の区域に、岩国市にあつては平成18年3月19日における岩国市の区域に、周南市にあつては平成15年4月20日における徳山市の区域に限る。）内にある商業地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域で国道又は県道の各1側について幅200メートルを超える区域を除く。）
5号営業		山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域（下関市にあつては平成17年2月12日における下関市の区域に、宇部市にあつては平成16年10月31日における宇部市の区域に、山口市にあつては平成17年9月30日における山口市の区域に、岩国市にあつては平成18年3月19日における岩国市の区域に、周南市にあつては平成15年4月20日における徳山市の区域に限る。）内にある商業地域を除く。）
6号営業		山口県の区域

備考

- 1 1号営業、2号営業、3号営業、4号営業又は5号営業とは、それぞれ、法第2条第6項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げる営業をいい、6号営業とは、同項第6号の政令で定める営業をいう。
- 2 モーター営業とは、政令第3条第1項第2号イに掲げる施設（同条第2項第1号又は第3号に規定する構造を有する個室を設けるもののうち、当該個室に車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び2以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに 限る。以下同じ。）が個々に接続するもので次のいずれかに該当するものに 限る。）を設けて営む4号営業をいう。
 - イ 車庫の出入口が扉等によつて遮蔽できるもの
 - ロ 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
 - ハ 個室に車庫が専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部を外部から見通すことができないもの
- 3 国道とは道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道を、県道とは同条第3号に規定する県道をいう。
- 4 この表に掲げる町又は字の区域は、昭和59年11月1日における町又は字の区域によつて表示されたものとする。

別表第4（第11条の2関係）

営業の区分		地域の
1号営業		山口県の区域（下関市竹崎町2丁目、竹崎町3丁目及び竹崎町4丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）を除く。）
2号営業		山口県の区域
3号営業		山口県の区域
4号営業	モーテル営業	山口県の区域
	モーテル営業以外の営業	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
5号営業		山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市及び周南市の区域（下関市にあつては平成17年2月12日における下関市の区域に、宇部市にあつては平成16年10月31日における宇部市の区域に、山口市にあつては平成17年9月30日における山口市の区域に、岩国市にあつては平成18年3月19日における岩国市の区域に、周南市にあつては平成15年4月20日における徳山市の区域に限る。）内にある商業地域を除く。）
6号営業		山口県の区域
備考 別表第3の備考1、2及び4は、この表について準用する。		

別表第5（第11条の3関係）

- 1 下関市細江町1丁目、豊前田町1丁目、豊前田町2丁目、竹崎町1丁目、竹崎町2丁目及び竹崎町3丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）
- 2 宇部市新天町1丁目、新天町2丁目、松島町、相生町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、新町、上町1丁目、上町2丁目及び西本町1丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）
- 3 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉1丁目、湯田温泉2丁目、湯田温泉3丁目、湯田温泉4丁目及び葵1丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）
- 4 防府市緑町1丁目、天神1丁目、栄町1丁目、戎町1丁目、八王子1丁目及び車塚町の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）
- 5 岩国市麻里布町2丁目、麻里布町3丁目、麻里布町6丁目及び麻里布町7丁目の区域（公安委員会規則で定めるものに限る。）
- 6 周南市川端町1丁目、川端町2丁目、昭和通1丁目、昭和通2丁目、橋本町1丁目、橋本町2丁目、柳町、糺町1丁目、糺町2丁目、飯島町1丁目、飯島町2丁目、平和通1丁目、平和通2丁目、若宮町1丁目、若宮町2丁目、新町1丁目、新町2丁目、銀南街、銀座1丁目、銀座2丁目、みなみ銀座1丁目、みなみ銀座2丁目、御幸通1丁目、御幸通2丁目、有楽町、本町1丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の区域

備考 この表に掲げる町の区域は、平成27年11月1日における町の区域によつて表示されたものとする。

別表第6（第14条関係）

- 1 下関市細江町1丁目、豊前田町1丁目、豊前田町2丁目、竹崎町1丁目、竹崎町2丁目及び竹崎町3丁目の区域
- 2 宇部市新天町1丁目、新天町2丁目、松島町、相生町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、新町、上町1丁目、上町2丁目及び西本町1丁目の区域
- 3 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉1丁目、湯田温泉2丁目、湯田温泉3丁目、湯田温泉4丁目及び葵1丁目の区域
- 4 防府市緑町1丁目、天神1丁目、栄町1丁目、戎町1丁目、八王子1丁目及び車塚町の区域
- 5 岩国市麻里布町2丁目、麻里布町3丁目、麻里布町6丁目及び麻里布町7丁目の区域
- 6 周南市川端町1丁目、川端町2丁目、昭和通1丁目、昭和通2丁目、橋本町1丁目、橋本町2丁目、柳町、糺町1丁目、糺町2丁目、飯島町1丁目、飯島町2丁目、平和通1丁目、平和通2丁目、若宮町1丁目、若宮町2丁目、新町1丁目、新町2丁目、銀南街、銀座1丁目、銀座2丁目、みなみ銀座1丁目、みなみ銀座2丁目、御幸通1丁目、御幸通2丁目、有楽町、本町1丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の区域

備考 この表に掲げる町の区域は、平成27年11月1日における町の区域によって表示されたものとする。